資料３

監査機能の充実・強化を図るための具体的な方策に係る論点
（修正）

第１　監査委員制度

１　選任方法

【現行制度】

○　監査委員は、議会の同意を得た上で、長が選任。

【課題】

○　監査委員の独立性を強化すべきではないか。
○　監査委員を長が任命すると独立性が担保できないのではないか。

【論点】

○　長が任命しないこととする場合、どのような選任方法が考えられるか。
○　監査委員としてふさわしい者を選任しうる選任方法をどう考えるか。
○　公選による方法については、監査委員に対する住民の関心や理解度などの現状に鑑みると困難ではないか。

【対応策の検討】

○　監査委員の独立性を強化するためには、現行の長の選任による方法を見直し、議会の選挙により選出する方法とすることが適当ではないか。
○　議会選挙による場合、その候補者の選考方法は、公募を行うことができるなど選択の余地を設けるようにすべきではないか。
○　議会選挙によることを基本とした上で、現行の長の選任による方法も地方公共団体が選択することを可能とすることは、監査委員の独立性を強化する趣旨からすると、適当ではないのではないか。

２　委員の構成

【現行制度】

○　監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者・議員のうちから選任。
○　当該地方公共団体の常勤職員であった者は１人以内。
○　議員のうちから選任される者は２人以内。

【課題】

○　監査委員の監査の専門性を高めるべきではないか。
○　ＯＢ委員について、「身内に甘い」との批判があるのではないか。
○　議選委員について、短期で交代する例が多いことや、当該団体の内部にある者であり、その監査が形式的になりがちではないかとの意見があるのではないか。

【論点】

○　地方公共団体の監査に求められる専門的な知見をどのように考えるか。監査委員と外部監査人との関係・役割分担についてどのように考えるか。
○　いわゆるＯＢの監査委員による監査については、当該地方公共団体の事務に精通しているということをどう考えるか。
○　株式会社の監査役も、半数以上を社外監査役としているが、当該株式会社の役員等であった者が監査役となることを否定していないこととの関係をどう考えるか。
○　議会の当該地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地から執行機関をチェックするという機能と監査委員の監視機能の役割分担をどう考えるか

【対応策の検討】

○　弁護士・公認会計士・税理士といった資格を有する者を監査委員に積極的に登用することを促進することが適当か。
○　監査委員を議会選挙により選任する場合、議選委員は廃止することが適当ではないか。
○　監査委員を議会選挙により選任する場合にも、ＯＢ制限を廃止せずに現行制度を維持すべきではないか。

３　監査委員の権限・責任等

【現行制度】

○　監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見聴取が可能。
○　長等が監査結果に基づき、又は監査結果を参考として措置を講じたときは、その措置状況を監査委員へ通知、監査委員が公表。（措置を講じない場合には義務なし）
○　監査結果の報告やこれに添えて提出できる意見については、監査委員の合議により決定。（決定には全監査委員の意見が一致することが必要）

○　監査委員に職務上の義務違反があると認めるときには、長は議会の同意を得て監査委員を罷免することが可能。
○　住民監査請求・住民訴訟の対象は、違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実とされており、監査は対象とならない。

【課題】

○　監査委員の監査の実効性が低いのではないか。
○　長等が監査結果の報告を踏まえて措置を講じない場合にも、説明責任を果たさせるべきではないか。
○　監査結果の報告等の決定は合議によることとされているため、監査委員の意見が出されにくくなっているのではないか。

○　監査委員の監査の実効性を高めるため、監査委員が十分な監査を行わなかった場合に何らかの責任を問う仕組みが考えられないか。

【論点】

○　議会の百条調査権については、あらかじめ一般的・包括的に常任委員会等に対し委任することを認めず、個別案件の都度議会の議決を必要とするとされているが、同様の権限を監査委員に認めることは適当か。
○　監査結果の報告の決定等を合議によることとした趣旨（監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼を確保する）をどう考えるか。
○　合議の対象を見直すとした場合、住民監査請求の監査結果、職員の損害賠償命令に係る事実の有無・賠償額の決定についてはどのように考えるか。

○　株式会社の監査役は経営に参画するものとして任務懈怠についての損害賠償等の責任が課せられているが、執行機関の意思決定に関与しない監査委員に責任を課すことができるか。
○　直接の財務会計上の違法・不当な行為を行った者については損害賠償責任が問われることとなるが、それに加えて監査委員に責任を課すことが考えられるか。
○　監査委員の現在の報酬は必ずしも高いものではないが、損害賠償責任を課すとした場合、責任と報酬とのバランスがとれるか。

【対応策の検討】

○　監査結果の報告等に対する措置状況について何らの措置を講じなかった場合においても、その旨を監査委員へ理由を添えて通知することとすべきではないか。
○　監査結果の報告やこれに添えて提出できる意見の決定について合議を要しないこととすることが適当ではないか。
○　上記以外の監査委員の合議事項についても、その意思決定の方法について、多数決とすることを可能とすることが適当か。

○　監査委員の監査について、特別な責任を新たに設けることは困難ではないか。

４　事務局体制

【現行制度】

○　都道府県の監査委員に事務局を置く。
○　市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

【課題】

○　監査委員事務局の独立性・専門性の強化を図る必要があるのではないか。
○　特に小規模団体について、その事務局体制の強化を図るための方策を検討すべきではないか。
○　監査委員事務局職員のモチベーションを高めるための方策が必要ではないか。

【論点】

○　独立性の強化のために監査委員事務局と他の執行機関間の人事異動を制限すると、優秀な人材が集めにくくなるのではないか。
○　特に小規模団体において、人事の硬直化が進むのではないか。
○　独立性の強化のため、監査委員事務局の外部性を高める方策が考えられないか。
○　現行制度上も、事務局の体制強化は地方公共団体自らの判断で対応可能（小規模市町村でも事務局の共同設置等も可能）であるが、制度上一定の義務付けまで行う必要があるか。

【対応策の検討】

○　監査委員事務局職員への外部登用を促進する方策が考えられないか。
○　代表監査委員の事務局職員の任免権を実質的に行使するための方策が考えられないか。
○　監査委員事務局の外部性を高める観点から、共同設置を促進する方策をどのように考えるべきか。

第２　外部監査制度

１　包括外部監査の監査方法

【現行制度】

○　包括外部監査人は、地方公共団体の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が「最少の経費で最大の効果を挙げているか」、「常にその組織及び運営の合理化に努めているか」ということを達成するため必要と認められる特定の事件について監査を実施。

【課題】

○　包括外部監査人の監査は実効性のあるものとなっているか。
○　現行制度では、包括外部監査人がそのイニシアティブにより、監査を行う特定の事件を選定することとされているが、特定の事件の選定が当該地方公共団体にとって適切なものとなっているか。

【論点】

○　包括外部監査は、監査の独立性・専門性を強化する観点から、監査対象の選定について包括外部監査人のイニシアティブに委ねていることとされているが、この考え方は現在でも妥当するのではないか。複雑多岐にわたる地方公共団体の事務を監査委員と外部監査人でダブルチェックを行う必要があるのではないか。
○　株式会社の会計監査人は、貸借対照表・損益計算書等の財務諸表を監査することとされているが、地方公共団体においても、一定の監査について監査委員の役割を包括外部監査人が行うことが考えられないか。
○　包括外部監査として一定の監査を義務付ける場合、業務が膨大となり、それに伴って、費用も高額とならないか。

【対応策の検討】

○　包括外部監査人のイニシアティブによる監査に加え、必要監査事項として決算の財務書類の監査を義務付けることは、費用の増加や資格者が限定されること等の課題があることから、引き続き検討すべきではないか。

２　包括外部監査の義務付け対象団体等

【現行制度】

○　包括外部監査については、都道府県・指定都市・中核市に義務付け。
○　個別外部監査については、条例により任意に導入。

【課題】

○　包括外部監査の義務付け対象団体の範囲を見直す必要があるのではないか。
○　外部監査人の専門性の確保や、包括外部監査を行う団体の拡大を踏まえると、外部監査についての情報交換等を行う仕組みが必要ではないか。

【論点】

○　現行制度上、地方公共団体の監査は監査委員が担うことを基本としつつ、その監査機能の独立性と専門性を強化する観点から外部監査を行うこととされていることからすると、一定の規模以上の団体に対して包括外部監査を義務付けることは必要なのではないか。
○　その処理する事務が多いといえることなどから、都道府県とその事務の一部の処理することとされている指定都市・中核市について包括外部監査を義務付けられているが、事務量が少ない小規模団体にまで、包括外部監査を義務付けることが適当か。
○　小規模団体にまで包括外部監査を義務付けることとした場合、人材の確保が困難ではないか。また、過大な財政負担を強いることになるのではないか。
○　義務付け対象団体を拡大する場合、外部監査の実効性を確保するために、情報共有を図るため等の仕組みが必要ではないか。

【対応策の検討】

○　包括外部監査の義務付け対象団体の拡大については、監査委員制度の見直しを先行し、その状況を踏まえて引き続き検討することとすべきではないか。
※　包括外部監査の導入を促進する観点から、毎会計年度、外部監査を受けるのではなく、条例により複数年度に１回、外部監査を受けることができるようにすべきではないか。その際、包括外部監査を義務付けられている団体についても同様に緩和すべきではないか。
※　個別外部監査の導入を促進する観点から、導入の前提として必要となる条例の制定を不要とすべきではないか。
○　小規模団体において外部監査の導入を促進するため、人材確保を支援するなどの方策について検討すべきではないか。
○　外部監査人の専門性を向上するため、外部監査人に対して情報提供を図るなどの方策について検討すべきではないか。